

# 西水沼地区防災計画

令和6年4月

西水沼防災会

## 1 基本方針

災害が発生した直後は、通信や道路網の寸断、火災等の同時多発により、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。

そのようなときに力を発揮するのが「地区ぐるみの協力体制」です。

災害時には、自分の身は自分で守る「自助」はもちろんのこと、地区における自主防災組織、ボランティア、企業等がともに支え助け合う「共助」が重要です。「自分たちの地区は自分たちで守る」という心構えで、みんなで助け合いながら災害に強いまちづくりを進めます。

この取り組みを計画的に推進するため、地区住民を主体とした防災組織を構築し、この行動の規範として「西水沼地区防災計画」を定め、平常時から備えの充実を図ります。

災害時における「自助」、「共助」を確実に実行するため、この計画に基づく施策、事業等に取り組み、地区の防災力を高めていきます。

## 2 地区の特性と予想される災害

### (1) 西水沼地区の特性

- ①野元川周辺に家屋が多いため、集中豪雨や台風時に被災する恐れがある。
- ②常珍寺や天満宮周辺の急傾斜地周辺に家屋が多いため、地震や台風等の際、土砂災害等で被災する恐れがある。

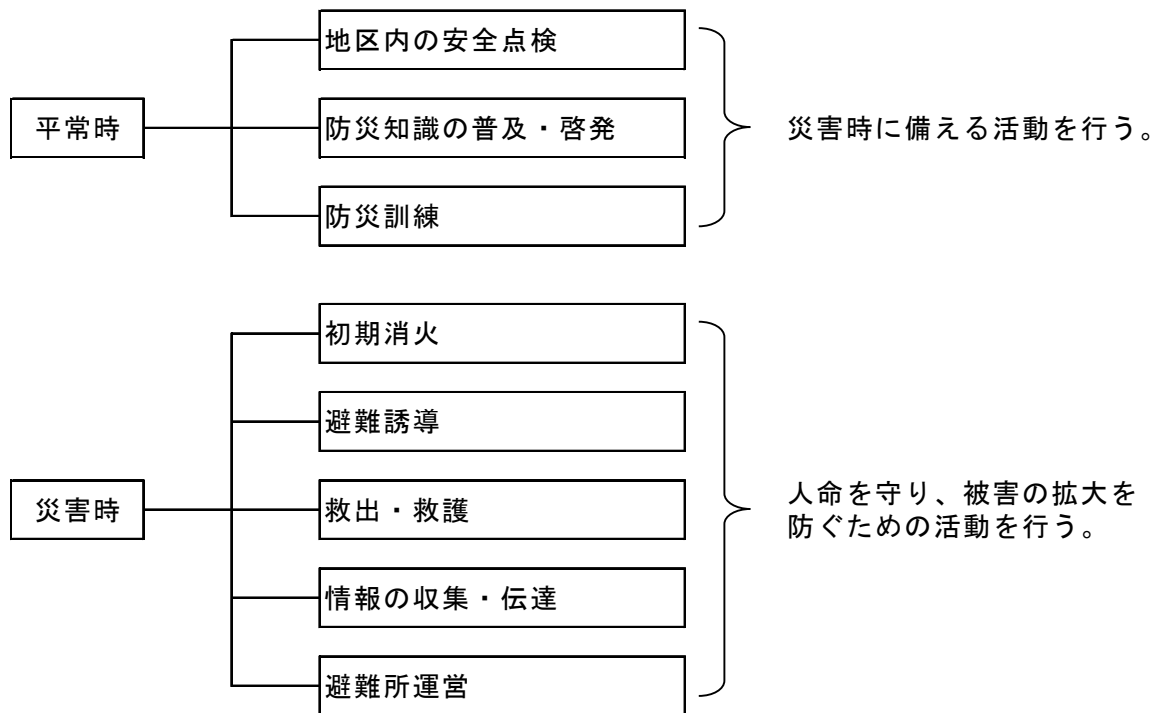
### (2) 予想される災害

- ①集中豪雨、台風等による被害
  - ・野元川の氾濫や堤防の決壊
  - ・野元川周辺で、家屋や道路への浸水
  - ・急傾斜地での土砂崩れによる家屋倒壊や道路の寸断
- ②地震による被害
  - ・家屋の倒壊や火災
  - ・急傾斜地での土砂崩れによる家屋倒壊や道路の寸断

## 3 計画名称、対象地区及び計画主体

- (1) 計画名称           西水沼地区防災計画
- (2) 対象地区           西水沼地区及び西水沼地区の住民
- (3) 策定主体           西水沼防災会

#### 4 地区防災組織（防災会）の役割



#### 5 防災会及び個人の平常時の取組と災害時の行動

##### (1) 平常時の取組

防災会や地区で協力し、「共助」を実施していくためにも、まずは自分や家族で身を守る「自助」の取組が必要不可欠です。

いざというときに、地区の力が発揮できるよう、地区のみんなで協力して防災活動に取り組みます。

##### ① 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地区住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地区住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

##### ② 地区内の安全点検

防災の基本は、自分たちの住む地区を知ることです。地区の危険な場所や防災上問題のある場所等を確認し、改善のための働きかけ等を行います。

##### ③ 防災用品の整備

防災資機材は災害発生時に役立ちます。地区で防災資機材を整備し、日頃の点検や使用方法を確認します。また、各家庭での非常用備蓄品の啓発活動を行い、日頃から災害に対する備えを推進していきます。

##### ④ 防災訓練

防災訓練は、いざというときに、慌てず適切に対応するために欠かせない活動です。地区住民に積極的な参加を呼びかけ、訓練を行います。

## (2) 災害時の取組

災害時は、負傷者の発生や火災等、様々な事態が発生する可能性があります。公共機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動します。

### ①災害発生時（当初）の行動

- ・身の安全を確保する。
- ・電気器具等の電源を切り、ブレーカーを落とす。
- ・家族等の安否確認や屋内の安全確保を行う。
- ・災害情報を取得する。

### ②安否確認

- ・安否が不明な場合は、救助活動を行う。

### ③初期消火

- ・火災の発生・発見時は、協力し合い初期消火に努める。
- ・火が大きくなり消火が困難なときは、身の安全を確保する。

### ④救助活動

- ・救出、救護が必要な場合は、協力し合い救助活動を行う。
- ・救助に活用できる資機材は、日頃から管理しておく。

### ⑤避難行動

- ・自宅を離れて避難する場合は、行政区長や隣近所に連絡する。

### ⑥風水害発生時

- ・テレビ、ラジオ、インターネット等で、気象情報や災害情報を取得する。
- ・河川の氾濫等、水害の危険性があるときは、避難の準備等を早めに行う。
- ・「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら、高齢者がいる世帯は、速やかに避難を開始する。
- ・「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」が発令されたら、指定された避難所に避難する。
- ・夜間や避難経路の水没等で避難が難しい場合は、2階以上の安全な場所へ避難する。

## 6 避難行動要支援者名簿を活用した支援の実施

町から提供される要支援者名簿を参考にして、総務情報班及び避難誘導・救護班においては、対象者の安否確認や情報提供等の支援が実施できるよう努める。

## 7 防災体制

### (1) 防災体制

別紙「西水沼防災会体制図」のとおり

### (2) 避難場所

- ①西水沼農業構造改善センター
- ②水橋分館
- ③芳賀南小

## 8 緊急時の連絡先

No.	施設名	電話番号等
1	芳賀町役場（代表）	677-1111
2	真岡消防署芳賀分署	677-0212
3	真岡警察署西水沼駐在所	678-0350
4	芳賀中部上水道企業団	677-1661
5	東京電力	0120-982-299
6	N T T 東日本栃木支店	615-7541
7	災害用伝言ダイヤル	171
8	芳賀町地域包括支援センター	677-6080
9	芳賀町社会福祉協議会	677-4711

## 西水沼防災会体制図

	班名	総括	構成員	役割
<p style="text-align: center;"><b>防災対策本部</b></p> <p>◎対策本部長 (自治会長)</p> <p>○対策副本部長 (自治会副会長)</p> <p>・西水沼駐在</p> <p>・事務局 (自治会事務局及び会計)</p>	<b>総務情報班</b>	◎自治会監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会監事</li> <li>・自治会常任幹事</li> <li>・行政区長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部及び各班の連絡調整</li> <li>・避難所運営等</li> <li>・情報収集・伝達</li> <li>・広報活動等</li> </ul>
	<b>水防資材班</b>	◎体育部部长 ○消防団OB代表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会体育部</li> <li>・消防団OB</li> <li>・土地改良西部1地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川等の巡回</li> <li>・堰管理者等との連携</li> <li>・防災資機材の備蓄管理</li> </ul>
	<b>消火班</b>	◎消防団部長 ○消防団副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芳賀町消防団第3分団第2部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火時の消火活動</li> <li>・火災予防活動</li> </ul>
	<b>避難誘導・救護班</b>	◎防犯部長 ○防犯部副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会防犯部</li> <li>・民生児童委員</li> <li>・地元看護経験者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の避難誘導活動</li> <li>・負傷者、要援護者の救出</li> <li>・救護活動</li> </ul>
	<b>給食給水班</b>	◎女性防火クラブ会長 ○食生活改善推進委員代表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性防火クラブ</li> <li>・食生活改善推進委員</li> <li>・子ども会育成会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出し</li> <li>・給食、給水活動</li> </ul>

# 西水沼地区防災マップ

令和6年4月作成



この図面は公図などから編集したもので、権利などの法的根拠を有しません。

芳賀町 農業委員会

### 凡例

<span style="color: blue;">●</span>	安全な場所
<span style="color: green;">●</span>	災害時に役立つ場所
<span style="color: yellow;">●</span>	消火栓・防火水槽
<span style="color: red;">●</span>	危険な場所